

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務（草津市手数料条例 別表第４７抜粋）

適合性判定に係る審査 非住宅部分

種別・規模				工場等以外の用途		工場等の用途	
				モデル建物法以外	モデル建物法	モデル建物法以外	モデル建物法
建築物 (A：床面積の合計㎡)		≦	A < 300	242,000	94,000	26,000	22,000
	300	≦	A < 1,000	300,000	118,000	34,000	29,000
	1,000	≦	A < 2,000	383,000	153,000	46,000	41,000
	2,000	≦	A < 5,000	541,000	244,000	105,000	98,000
	5,000	≦	A < 10,000	663,000	316,000	154,000	147,000
	10,000	≦	A < 25,000	781,000	378,000	190,000	182,000
	25,000	≦	A < 50,000	889,000	443,000	234,000	224,000
	50,000	≦	A <	1,105,000	572,000	323,000	311,000

適合性判定に係る審査 建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合

種別・規模				仕様基準と併用基準以外	仕様基準	併用基準
建築物 (A：床面積の合計㎡)	一戸建て住宅					
		≦	A < 200	44,000	23,000	34,000
	200	≦	A <	48,000	24,000	36,000
	共同住宅又は長屋住宅					
		≦	A < 300	80,000	38,000	59,000
	300	≦	A < 2,000	126,000	62,000	94,000
	2,000	≦	A < 5,000	207,000	109,000	158,000
	5,000	≦	A < 10,000	293,000	162,000	227,000
	10,000	≦	A < 25,000	566,000	292,000	430,000
	25,000	≦	A < 50,000	992,000	491,000	743,000
	50,000	≦	A <	1,815,000	857,000	1,336,000

適合性判定に係る審査 建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合

住宅の用途以外の用途に供する部分について「適合性判定に係る審査 非住宅部分」に定める金額に、
住宅の用途に供する部分について「適合性判定に係る審査 建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合」の表に定める金額を加算した金額

種別・規模				仕様基準と併用基準以外		仕様基準		併用基準	
				評価書あり	評価書なし	評価書あり	評価書なし	評価書あり	評価書なし
建築物 (A：床面積の合計㎡)	一戸建て住宅								
		≦	A < 200	6,600	44,000	6,600	23,000	6,600	34,000
	200	≦	A <	6,600	48,000	6,600	24,000	6,600	36,000
	共同住宅又は長屋住宅								
		≦	A < 300	11,000	80,000	11,000	38,000	11,000	59,000
	300	≦	A < 2,000	22,000	126,000	22,000	62,000	22,000	94,000
	2,000	≦	A < 5,000	47,000	207,000	47,000	109,000	47,000	158,000
	5,000	≦	A < 10,000	83,000	293,000	83,000	162,000	83,000	227,000
	10,000	≦	A < 25,000	132,000	566,000	132,000	292,000	132,000	430,000
	25,000	≦	A < 50,000	198,000	992,000	198,000	491,000	198,000	743,000
	50,000	≦	A <	299,000	1,815,000	299,000	857,000	299,000	1,336,000

適合性判定に係る審査 その他変更等

法第11条第2項・法第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の判定	判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）を「適合性判定に係る審査」の表に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計により算定した額
規則第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）を「適合性判定に係る審査」の表に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計により算定した額

性能向上計画認定の審査 住宅部分

種別・規模				誘導性能基準		誘導仕様基準		誘導併用基準	
				評価書あり	評価書なし	評価書あり	評価書なし	評価書あり	評価書なし
建築物 (A：床面積の合計㎡)	一戸建て住宅								
		≦	A < 200	6,600	44,000	6,600	23,000	6,600	34,000
	200	≦	A <	6,600	48,000	6,600	24,000	6,600	36,000
	共同住宅又は長屋住宅								
		≦	A < 300	11,000	80,000	11,000	38,000	11,000	59,000
	300	≦	A < 2,000	22,000	126,000	22,000	62,000	22,000	94,000
	2,000	≦	A < 5,000	47,000	207,000	47,000	109,000	47,000	158,000
	5,000	≦	A < 10,000	83,000	293,000	83,000	162,000	83,000	227,000
	10,000	≦	A < 25,000	132,000	566,000	132,000	292,000	132,000	430,000
	25,000	≦	A < 50,000	198,000	992,000	198,000	491,000	198,000	743,000
	50,000	≦	A <	299,000	1,815,000	299,000	857,000	299,000	1,336,000

性能向上計画認定の審査 非住宅部分

種別・規模				モデル建物法以外		モデル建物法		複合建築物
				評価書あり	評価書なし	評価書あり	評価書なし	
建築物 (A：床面積の合計㎡)		≦	A < 300	12,000	242,000	12,000	94,000	住宅の用途に供する部分について住宅部分に掲げる住宅の種類・評価の方法の区分に応じて定める額および住宅の用途以外の用途に供する部分について非住宅部分に掲げる評価の方法の区分に応じて定める額の合計額
	300	≦	A < 1,000	19,000	300,000	19,000	118,000	
	1,000	≦	A < 2,000	30,000	383,000	30,000	153,000	
	2,000	≦	A < 5,000	83,000	541,000	83,000	244,000	
	5,000	≦	A < 10,000	130,000	663,000	130,000	316,000	
	10,000	≦	A < 25,000	164,000	781,000	164,000	378,000	
	25,000	≦	A < 50,000	204,000	889,000	204,000	443,000	
	50,000	≦	A <	284,000	1,105,000	284,000	572,000	

性能向上計画認定の審査 その他変更等

法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請 （法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	「性能向上計画認定の審査」の表により算定した額に手数料条例別表第14項第1号の規定により算定した額を加えた額
法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請 （法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積を「性能向上計画認定の審査」の表に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計により算定した額
法第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合	4,800
法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請 （法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積を「性能向上計画認定の審査」の表に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計により算定した額に手数料条例別表第14項第1号の規定により算定した額を加えた額
規則第28条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）を「性能向上計画認定の審査」の表に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計により算定した額